

(株)飯塚花市場の事業閉鎖に伴う飯塚市地方卸売市場花き部の休止について

飯塚市地方卸売市場花き部の卸売業者である(株)飯塚花市場が破産手続準備により令和6年8月24日付けで事業を閉鎖したため、今後の花き部の運営について報告するもの。

1. (株)飯塚花市場について

- (1)所在地：飯塚市有安 958 番地 18（飯塚市地方卸売市場内）
- (2)代表者：代表取締役 永井 潤子
- (3)設立年月日：昭和 31 年 11 月
- (4)花き部入場年月日：昭和 55 年 4 月 1 日
- (5)取扱品目：切り花、花木、種苗及びこれらの加工品、その他の関連商品
- (6)従業員数：7 名
- (7)閉鎖日：令和 6 年 8 月 24 日
- (8)閉鎖理由：破産手続準備による事業閉鎖

2. 取引関係者について

- (1)花き生産者
 - ①飯塚花き園芸組合（組合員数 24 名、うち市内 10 名、市外 14 名）
 - ②その他市内生産者 5 名
 - ③その他 200 名以上
- (2)買受人
飯塚花商組合（組合員数 54 名、うち市内 15 名、市外 39 名）

3. 取扱数量及び取扱金額（令和 5 年度）

- (1)取扱数量： 3,024,791 本 ※前年度比 80.4%
- (2)取扱金額：217,287,537 円 ※前年度比 77.7%

4. 今後の花き部の運営について

(1)必要性

花きは品目、品種が多く、小売り構造が零細であるため、生産者、買受人（小売業者）にとって花き市場の必要性は高い。

(2) 対 応

- ①花き部継続を前提として、飯塚花き園芸組合及び飯塚花商組合、市等で協議を行いながら、新規卸売業者の候補先の選定、交渉等を進めていく。
- ②新規卸売業者決定までの間は花き部を「休止」とする。
- ③仮に、新規卸売業者の決定が不調に終わった場合は、卸売業者不在により花き部の「廃止」を検討する。

5. 花き生産者の今後の対応について

(1) これまでの出荷先

リスク分散のため、複数の出荷先を確保している生産者が多い。

- ①(株)飯塚花市場
- ②福岡嘉穂農業協同組合による「共同販売」
- ③市外の卸売市場
- ④直売所（カホテラス、道の駅、スーパーなど）

(2) 今後の対応

現在取引のある相手先に出荷するか、もしくは、新たに市外の卸売市場、直売所等へ出荷するものと想定。ただし、高齢の生産者等においては、今回を機に廃業に至る可能性あり。

6. 買受人の今後の対応について

(1) これまでの購入先

- ①(株)飯塚花市場
- ②仲卸店（市内2店舗）
- ③市外の卸売市場
- ④福岡花市場内の仲卸店など

(2) 今後の対応

現在取引のある相手先から購入するか、もしくは、新たに市外の卸売市場等から購入することになるものと想定。ただし、高齢の買受人等においては、今回を機に廃業に至る可能性あり。

7. (株)飯塚花市場業務廃止後の市場施設の管理について

(1) 使用施設の返還

施設使用者は、廃業その他の事由によって資格を失ったときは、使用する営業場所及びこれに附属する設備を原状回復して返還しなければならない。（飯塚市地方卸売市場法第56条）

(2) 今後の対応

(株)飯塚花市場の代理人（破産管財人等）と協議を行いながら、使用営業場所及び設備の原状回復と返還を進めていく。

8. (株)飯塚花市場事業閉鎖後の経過について

- (1) 8月28日（水） 飯塚花き園芸組合、飯塚花商組合及び飯塚市との協議
- (2) 9月3日（火） 福岡嘉穂農業協同組合、福岡県飯塚普及指導センター、飯塚市ほかによる花き生産者説明会の開催
- (3) 9月4日（水） 飯塚市地方卸売市場運営審議会の開催
飯塚花き園芸組合、飯塚花商組合及び飯塚市との協議